

## 「新政会広報」及び「くにはら幸告議会通信」における議会の信用及び品位を損なう記事に関し謝罪と撤回を求める決議

鳴門市議会 会派 新政会が発行した「新政会（広報）No. 3」において、市議会の議決において可決された100条調査に関する決議に対し、「妨害としか思えません。」「嫌がらせには絶対に屈しません。」といった文言が記載されている。

市民の負託を受けた市民の代表たる市議会議員が、議会の議決により設置された特別委員会に関し、このような記事を掲載し、不特定多数の市民に配布する行為は、議会規律を無視し、議会の権限を軽視し、委員会を冒涇するものであり、議会人としてあるまじき行為と言わざるを得ない。

また、鳴門市議会議員 榎原幸告君が発行者である「くにはら幸告 議会通信 No. 12」においては、現在特別委員会で調査中である、前監査委員の服務に関する調査事項に関係して、監査委員事務局長が「榎原もないのに不当に監査の判断に介入した」、「民主主義を揺るがす極めて重大な不当干渉となる行為をした」という記述があるほか、企業局長が「監査委員の判断を恣意的に歪めようとした」という記述がある。

さらに、榎原議員は「そうした行為を許すことが出来ず、それこそ公正不偏の態度を保持するために告発をした。」と強調している。

しかしながら、今日まで、榎原議員が告発したという事実は証明されておらず、事実とは異なる記事を掲載するとともに、監査委員事務局長や企業局長をまるで犯罪者扱いするようなビラを市民に配布する行為は、公職にある議員として、法を守ることはもちろん、社会的常識にかなう節度を持った行為の範囲から逸脱しており、市民の負託を受けた住民の代表者たる市議会議員の信用と議会の品位を著しく損なうものである。

政治活動の自由は当然尊重されるべきものではあるが、これ以上、議会を軽視し、我々議員を冒涇するとともに、個人を誹謗中傷し、市民を欺くような行為を繰り返すことは、断じて許し難いものである。

よって、鳴門市議会は、発行者である鳴門市議会 会派 新政会及び鳴門市議会議員榎原幸告君に対し、「新政会（広報）No. 3」及び「くにはら幸告 議会通信 No. 12」の記事の撤回を求めるとともに、議会及び市民に対する謝罪を要求する。

上記のとおり決議する。

平成25年6月25日

鳴門市議会